胃部検診を受けよう

胃がんでなくなる人の数は年間約五万人で、四〇才以上でなくなる人のうち十三人に一人が胃がんということから、日本人の病気としては重大です。

胃がんは胃粘膜のなかだけにとどまっている早期がんでは一〇〇％近く治りますが、運悪く進行がんになると、手術してもまた再発したり、すでにリンパ腺や他の臓器に転移していて手遅れとなることが多いのです。ですから、この早期がんの時期に発見し、治療することが必要であり、検診を受けることが大切となるわけです。

一度も検診を受けたことのない人は、そうでない人の二倍もの割合でがんが見つかっています。又検診の効果をみるために、検診で発見された人と、そうでない人について比べてみると、進行度でも検診で見つかった人の約半分は早期がんであり、他は二割強となっています。発見後の助かる率も検診から見つかった人の方が二倍と高い率を示しています。

がんを完全に予防することはできないのですから、検診を受け、早期に見つけることが大切になる、のです。

胃の検診ではその他、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、ポリープ、胃炎、なども見つかります。

名の変更と家庭裁判所

毎年、就職の準備が始まるころ名の変更について、親や本人が家庭裁判所に相談に来る例が見られます。その主な動機は、戸籍に記載されている名が書きにくい、読みにくい、珍奇であるとか、戸籍に記載されているのとは異なる名を長年にわたって学校や友人間で使用してきたなどの理由から、就職の機会に名の変更をしたいというものです。

そこで、家庭裁判所で取り扱う名の変更事件について説明します。

私達の社会では、一人一人に氏名があることによって、大勢の人が集まる学校や職場などでもそれぞれの人を間違いなく特定することができますし、郵便物も誤って配達されることはありません。このように、名は、氏と一体となって社会生活の中で、人と人とを区別する公の呼称となっています。

ところで、好き嫌いなどの個人的な好みで、いつでも自由に名を変えることができるとすると、社会生活の多くの場面で人違いを起こしたり、郵便物の正確な配達が困難になったりして　名を変えた人が不便を受けるだけでなく、社会生活を共にしている他の人々にも大変な迷惑を掛けることになります。このように、名を自由に変えることは、個人の同一性を損ない、私達の日常生活に大きな混乱を招くことにもなりかねません。

そこで、戸籍法（一〇七条二項）では、名の変更が認められる場合を制限し、正当な理由があるときに限り、家庭裁判所の許可を得て変更することができるものとしています。

どのような場合が正当な理由に当たるかについては、一概に基準を定めることはできませんが、今までに家庭裁判所が取り扱った名の変更事件の審判例の傾向を見ますと、次のような場合には、正当な理由に当たると認められているようです。

(1)名の文字や読み方が非常に珍奇なため、他人に嫌悪感を与えたり笑われたりする場合

(2)名の文字の読み方が分からないとか、書き方が面倒でよく間違われるなど、難読、難解のため日常生活に著しい差し障りがある場合

(3)名の文字や読み方が外国人に間違われやすい場合

(4)近所に同姓同名の者がいて、日常生活に著しい差し障りがある場合

(5)営業上の目的から襲名する必要のある場合

(6)神官や僧侶となり、将来本業として宗教活動を続けるために改名の必要がある場合

これらのうち、(1)から(3)までの珍奇、難読や難解、外国人や異性と間違われやすいという事例は、子の命名に当たって、名は社会で広く通用するものでなければならないことについて、配慮を欠いていたと思われるものです。一般に子の命名者は、その子の幸福を願い、命名に用いる文字の意味や由来を考えたり、親としての祈るような思いを込めて名を付けることと思います。しかし、この場合、名の持つ社会的な機能を考えると付けようとする名の文字の意味や命名者の趣味など親としての主観的な事情だけでなく、いずれ社会の一員となる子の将来を考えて誤りなく読まれ、社会生活上広く通用する名であるかどうかにも注意を払って命名することが大切です。戸籍法（五〇条）では、子の名には、常用平易な文字を用いなければならないとされ、人名に使用できる漢字が定められているのも、この趣旨からです。

長年にわたって社会生活で通称名を使用してきていることが名の変更の正当な理由に当たるかどうかについては、通称名を使用する動機が様々ですので、一律に述べることはできません。しかし、一〇年、二〇年と長年にわたって通称名を使用し、社会生活全般に広く浸透していて、通称名によるのでなければ、その人を他から識別することが困難になっている場合には、正当な理由に当たるとされることもなくありません。

これまでに紹介したように、名の変更に正当な理由があると認められたものは、いずれも、戸籍上の名を使用することによって社会生活に著しい差し障りが生じているか、生じるおそれがあり、その使用の継続を強いることが社会一般から見て不適当な場合といえましょう。

一方、正当な理由に当たらないとされた例としては、不幸や病弱であることを理由とするなど名を変更するについて合理的な理由がない場合とか、変更を求める名がかえって常用平易な文字に該当しない場合などがあります。

家庭裁判所の審判という手続で行われ、名を変更したい人が戸籍上の名と変更後に使うことを希望する名、そして変更を求める実情を記載した申立書を家庭裁判所に提出するか、口頭で申し立てることによって、その手続が開始されます。申立てを受理した家庭裁判所では、通常、審刑期日に申立ての理由などについて申立人を審問し、必要に応じ事実関係の調査をして、慎重に判断します。この審判の結果、名の変更が許可された場合には、家庭裁判所から審判書謄本の交付を受け、これを添えて市町村役場にその旨を届け出れば戸籍の名が変更されます。

以上、詳しいことは最寄りの家庭裁判所に相談してください。

若嗣子農青会発足

この会は、農業に関する経営並びに技術上の向上の総合的研究を行うとともに、レクリエーション等を通じ、会員相互の連携と親睦を図ることを目的とし、月潟村に住所を有する農業青年で組織されている団体であります。

おもな事業計画としては、座談会、講習会、実証ほの設置、視察研修等を計画しており、今後の活躍が期待されるところです。

家をつぎたいんだが、知識、技術がない。又、もっと農業のことを学びたいという方は、入会をお待ちしております。

連絡先
髙柳芳実　Tel 七五ー四〇四七
野内健一　Tel 七五ー七〇三九

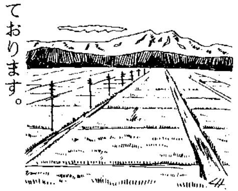

子供のムシ歯は保育者の責任

ムシ歯予防週間　6月4日～6月10日

ムシ歯が進行して痛みを感じるようになると、食事を楽しく食べることができなくなり、又ムシ歯がひどくなり歯を抜いてしまうと、食物をよくかむことができなくなったり、正しい発音や顔の形、歯ならびが悪くなる原因となります。悪くなった歯を放置していると、腎臓や心臓などの全身にも害を与えることがあります。

子供の歯は妊娠2～3ケ月頃からすでに作られはじめています。胎内で丈夫な歯を作るためには、お母さんがバランスのとれた栄養をとることが必要です。健康な乳歯は永久歯を正しい歯ならびにみちびき、永久歯のムシ歯予防につながります。その意味でも子供の歯は大切にしなければなりません。

ムシ歯にかかった歯は、自然に治ることはなく悪くなる一方です。

歯のよしあしは遺伝的なものより、生まれてからあとの生活習慣のほうが、より大きな因子となっているといわれています。

家庭で行なうムシ歯予防として、次のことを実行しましょう。

(1) 食事やおやつを一日中ダラダラと口にしない。

(2) おやつは、歯につきやすいもの、糖分の多いものはひかえましょう。

(3) 食べた後、寝る前に必ず歯をみがきましょう。

(4) 子供がみがいたあと、大人がみがいてあげることも大切。

(5) バランスのとれた食事で強い歯をつくりましょう。

歳時記

歯の衛生週間

今年も、六月四日から十日までの一週間、「歯の衛生週間」が全国的に行われます。これは厚生省、文部省、日本歯科医師会の主催によるもので、歯の衛生についての知識を広め、むし歯など歯の病気の予防や早期発見、早期治療を進めることを目的としたものです。

今年の標語は「よい歯で、よくかみ、よいからだ」、重点目標は「正しい歯口清掃の徹底」で、歯みがきや口すすぎを習慣づけて常に口の中を清潔に保とうというものです。

ところで、六月四日というと〝むし歯予防デー〟という言葉を思い出す方も多いと思います。この日が定められたのは昭和三年。その後、一時、六月四日でなく、五月四日を　護歯日（ごしび）としていた時期もありました。いまのような週間行事になったのは、昭和二十四年からです。

同じような行事として、耳、目、鼻などの日があります。耳の日はミミにちなんで三月三日。これは3の字が耳の形をしているからでもあるそうです。目の愛護デーは、十月十日。一〇がまゆと目の形に似ているからです。そして八月七日はハナ、つまり鼻の日。これは国の行事ではありませんが、各地で無料診断などの行事が行われます。

ところで、子供がむし歯にかかっている割合は、昭和五十四年度をピークに減ってきていますが、それでも、五十六年度で小学生の九三・五％、中学生九三・七％、高校生九五・七％と十人のうち九人以上が〝むし歯持ち〟です。

歯を正しくみがき、いつも口の中を清潔に保つ習慣をつけて、むし歯を防ぎましょう。